

～じぶんの町をよくするしくみ～

赤い羽根共同募金

令和5年度

10/1～3/31

★一般募金 10月1日～12月31日

★期間拡大による「つかいみちを選べる募金」
1月1日～ 3月31日（※注）



／ スマホからも
募金できます♪ ／



77回目を迎える共同募金運動が10月1日から全国一斉に始まります。
この共同募金は、寄付していただいた皆様の地域で役立てられています。
子どもからお年寄りまで、みんなが一緒に安心して暮らせる町づくりのため、皆様のご支援、
ご協力をお願いします。

社会福祉法人鳥取県共同募金会 会長 児嶋 祥悟



共同募金へのご寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。
法人からのご寄付は…寄付金額が「全額損金扱い」になります
個人からのご寄付は…「2千円を超える額」が寄付金控除の対象となります

（※注）10月1日から12月31日までの3か月間行ってきた従来の共同募金運動の期間に加え、平成28年度から全国一斉に3か月間拡大されました。福祉事業活動を行う各団体が、それぞれの課題と解決策を直接県民のみなさんに訴え、県民のみなさんは自ら共感したつかいみちを選んで寄付するという取り組みです。



社会福祉法人
鳥取県共同募金会

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

【TEL】0857-59-6350 【FAX】0857-59-6340

【E-mail】akaihane@tottori-wel.or.jp

【ホームページ】<https://akaihane-tottori.or.jp/>

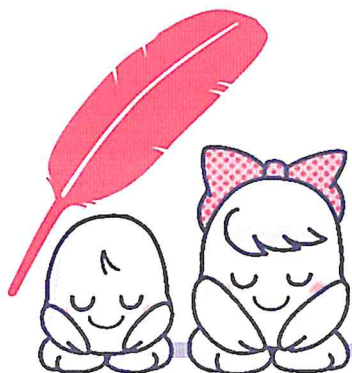
もしくは、もよりの市町村共同募金委員会へ

令和5年度 赤い羽根共同募金



●令和5年度目標額は **26,575,000円**です。

お寄せいただいた募金は鳥取県内、市内のさまざまな福祉事業、福祉団体・施設等に助成され、皆さまの地域で役立てられます。



今年も皆さまのあたたかいご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

※個人や企業が共同募金に寄付をした場合、税制上優遇された取り扱いが受けられます。
個人の場合…寄付した金額が2千円を超える場合所得税及び住民税について
控除の対象となります。
法人の場合…課税対象となる所得から寄付金額の全額が控除されます。

令和4年度 鳥取市の共同募金実績

募金総額 **26,575,923円**

皆さまからお寄せいただいた募金と、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、事業計画の変更または辞退に伴う返還金を合わせた27,376,323円が鳥取県内、市内のさまざまな福祉活動に使われます。



鳥取県内の福祉事業へ
福祉団体、福祉施設、
災害等支援活動など
7,972,000円

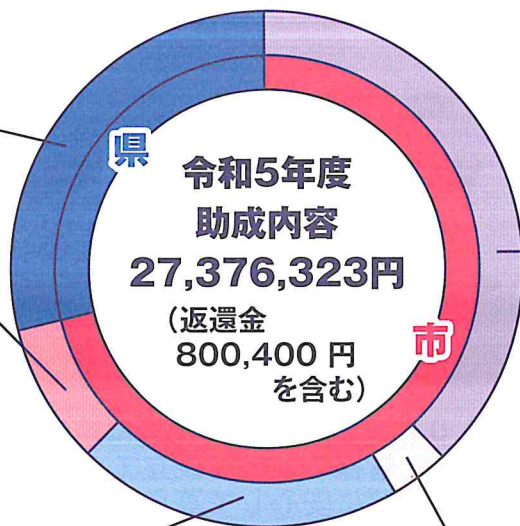
児童・青少年福祉のために
2,743,800円

大型絵本の贈呈



高齢者福祉のために
5,047,114円

障がい児・者福祉のために
878,000円

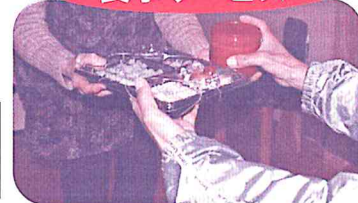


世代間交流



住民全般地域福祉のために
10,735,409円

食事サービス



社会福祉法人鳥取県共同募金会 鳥取市共同募金委員会

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2
鳥取市総合福祉センター(さざんか会館2階)
電話(0857)30-6300 FAX(0857)30-6361

○鳥取分室
TEL(0857)24-3180
FAX(0857)24-3215
○国府分室
TEL(0857)22-1880
FAX(0857)22-1889
○福部分室
TEL(0857)75-2337
FAX(0857)74-6810

○河原分室
TEL(0858)76-3125
FAX(0858)85-0103
○用瀬分室
TEL(0858)87-2302
FAX(0858)87-2369
○佐治分室
TEL(0858)89-1022
FAX(0858)89-1045

○気高分室
TEL(0857)82-2727
FAX(0857)82-3171
○鹿野分室
TEL(0857)84-3113
FAX(0857)84-2453
○青谷分室
TEL(0857)85-0220
FAX(0857)85-0079